

# 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1) 計画期間                      令和2年7月1日から 令和7年6月30日までの5年間
- 2) 内容

目標1    計画期間内に、育児休業の取得の促進

対策      産前産後休業他育児休業・育児休業給付・育休中の社会保険免除等制度を周知し情報提供を行う。

            代替え要員確保や業務内容、業務体制の見直しを行う

目標2    年次有給休暇の取得の促進

対策      年次有給休暇の取得状況を把握し、育児をしていない労働者も含め有休休暇の取得促進を行う

目標3    勤務時間等の雇用管理の見直し

対策      所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定実施する。

            各部署ごとに問題点の検討